

福岡県公報

平成23年8月22日
第3295号

目次

告示(第1389号-第1400号)

- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の
変更の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 1
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) …………… 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の再開の届出 (保護・援護課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 平成23年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防防災課) …………… 6

告示

福岡県告示第1389号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定に基づく特定施設の設置及び構造等の変更の許可の申請があったので、同法第

5条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置すること及び当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成23年8月22日から同年9月11日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
住 所 福岡県京都郡苅田町大字新津1598番地
名 称 社会医療法人陽明会
代表者の氏名 理事長 川内 彰
- 事業場の所在地及び名称
所 在 地 福岡県京都郡苅田町大字新津1598番地
名 称 社会医療法人陽明会 小波瀬病院
- 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の72に掲げる施設(し尿処理施設)	
	能 力	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可日以降	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	平成24年1月30日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成24年2月1日	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間	
使用時間の季節的変動の概要	なし	
特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される	項 目	
	水 素 イ オ ン 濃 度	通常 最大
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	8 10
	化学的酸素要求量(mg/l)	15 20

汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	浮遊物質 (mg/l)	15	20
	窒素含有量 (mg/l)	15	20
	りん含有量 (mg/l)	2	3
	汚水量 (m ³ /日)	93	132

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種	類	合併処理槽			
型	式	クボタ液中膜システムBOD型			
構	造	RC構造			
主要寸法		縦6.05m×横9.7m×高さ4.9m			
能力		1,020人槽 132m ³ /日			
処理方式		膜分離活性汚泥方式			
工事着手予定年月日		許可日以降			
工事完成予定年月日		平成24年1月30日			
使用開始予定年月日		平成24年2月1日			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6			
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	260	320	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	100	150	15	20
	浮遊物質 (mg/l)	200	250	15	20
	窒素含有量 (mg/l)	30	20	15	20
	りん含有量 (mg/l)	6	8	2	3
汚水量 (m ³ /日)	93	132	93	132	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	排水口
-------------------	-----

当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	6.5~8.5		5.8~8.6	
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	23	34	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/l)	28	38	15	20
	浮遊物質 (mg/l)	43	64	15	20
	窒素含有量 (mg/l)	22	28	15	20
	りん含有量 (mg/l)	5	6	2	3
	排出水量 (m ³ /日)	169	351	93	132

福岡県告示第1390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕介296	宮原医院	糟屋郡久山町大字山田1684番地2	23・7・1	居管・予居管
宮介歯16	きむら歯科医院	宮若市本城436	23・6・1	居管・予居管
糸島地介薬29	セガミ調剤薬局前原店	糸島市前原1791-6	23・7・1	居管・予居管
田介薬67	タケシタ調剤薬局田川店	田川市大字楠1700-92	23・8・1	居管・予居管
飯支86	ベストサポート東ヶ丘居宅介護支援センター	飯塚市本町13番8号	23・8・1	居支

田居164	ヘルパーステーション千寿	田川市大字夏吉1702番地	23・8・1	訪介・予訪介
大川居39	デイサービスはなむね	大川市大字向島1397-1	23・7・1	通介・予通介
糸島地居54	WAKAN伊都	糸島市波多江265番1号	23・7・1	通介・予通介
古居47	ヘルパーステーション花見	古賀市花見東7丁目1924-13	23・6・1	訪介・予訪介
古居48	ヘルパーステーションゆたか	古賀市舞の里5丁目6-28 アベニュー舞の里B102号	23・7・1	訪介・予訪介
古居46	デイサービスセンター花見	古賀市花見東7丁目1924-13	23・7・1	通介・予通介
田川居263	デイサービスカトレア	田川郡赤村大字内田52番地	23・7・1	通介・予通介
南筑後居6	デイサービスゆとりの里	八女郡広川町大字水原1986-3	23・6・1	通介・予通介
田川支79	ケアプランセンター藤の里	田川郡福智町神崎1098番地237	23・8・1	居支
京介福11	いなみつ苑	京都郡苅田町大字稲光1236番地	23・7・1	地老福
大野居58	シェリール福祉用具	大野城市御笠川6丁目5-24	23・7・1	福用・福販・予福用・予福販
筑紫地居32	デイサービスすまいる	筑紫郡那珂川町大字安德691-6	23・6・1	通介・予通介

福岡県告示第1391号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行支29	すざくケアマネジメント	行橋市大字大野井899-3	行橋市大字大野井491番地12	23・6・6
行居65	ケアアシスト逢	行橋市大字大野井899-3	行橋市大字大野井491番地12	23・6・6
像居11	グリーンコープ宗像デイサービスセンターなごみ	宗像市日の里3丁目23-12	宗像市大井324番地1	23・7・25
宰支3	みずきケアプランサービス	太宰府市通古賀3丁目9-12	太宰府市通古賀3丁目9番13号	23・1・17
宰居4	みずきヘルパーステーション	太宰府市通古賀3丁目9番12号	太宰府市通古賀3丁目9番13号	23・1・17

福岡県告示第1392号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大支57	せいきょうケアプランサービス	大牟田市高砂町16	23・7・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大介歯131	なかしま歯科医院	大牟田市大字草木820	23・7・30

福岡県告示第1393号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定介護機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	再開年月日
遠居89	きもりの郷ヘルパーステーション	遠賀郡遠賀町大字木守1185	23・8・1

福岡県告示第1394号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人歯科支援センター

- (2) 代表者の氏名

仲西 修

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区中島1丁目16番4号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は歯科医師及びその他の医療従事者に対して、歯科治療における全身管理の啓発支援活動等を実施することにより、患者が安心・安全な歯科治療を受けられることに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人 だざいふソーシャルクリエイション

- (2) 代表者の氏名

前田 和範

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県太宰府市朱雀4丁目4番11号コンフォート朱雀A205号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、太宰府市在住者等に対して、人材育成や生活支援などの事業を通して、地域のコミュニティの形成とさらなる強化を図る。また、NPO・ボランティアの運営全般に関する支援(助言、事務代行など)と支援をおこなう施設運営を受託するとともに、各種公共施設の運営受託を図り、市民公益活動に貢献することを社

会的使命とする。

福岡県告示第1396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬 文字線 小郡	前	朝倉市佐田4762番1先 から 朝倉市佐田4757番1先 まで	9.6 ～ 12.3	183.0
			後	朝倉市佐田4762番1先 から 朝倉市佐田4757番1先 まで	7.4 ～ 10.9	

福岡県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	塔瀬 文字線 小郡	朝倉市佐田4762番1先から 朝倉市佐田4757番1先まで

福岡県告示第1398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	前原 富士線	糸島市本2121番先から 糸島市本1838番20先まで

福岡県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年8月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	舟越 前原線	糸島市志摩東貝塚840番1先から 糸島市志摩小金丸1634番1先まで

福岡県告示第1400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	菅豊 原線	前	久留米市田主丸町志塚 島1513番先から 久留米市田主丸町志塚 島1535番先まで	14.0 ～ 16.0	334.0
			後	久留米市田主丸町志塚 島1513番先から 久留米市田主丸町志塚 島1535番先まで	19.0 ～ 25.0	

公 告

公告

平成23年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成23年8月22日

福岡県知事 小川 洋

1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者（ただし、特別の事情がある場合は、5年以上経過しても受講できる。）

3 講習科目等

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する事項
 - ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
 - イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
 - ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関

係法令の改正要点

- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功事例並びに事故事例及びその問題点
- エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

- (1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類）
消火設備講習	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成23年10月13日 (木曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	筑豊地区 直方・鞍手広域消防本部	宮若市宮田16-1

平成23年10月14日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成23年10月26日 (水曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	久留米市 久留米地域職業訓練センター	久留米市東合川5-9-10
平成23年10月27日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成23年10月28日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成23年11月7日 (月曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道浜1-3-3
平成23年11月8日 (火曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	同 上	同 上
平成23年11月9日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成23年11月10日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成23年11月11日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成23年11月17日 (木曜日)	特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上
平成23年11月17日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成23年11月18日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成23年11月28日 (月曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	北九州市 北九州市庁舎大集会室	北九州市小倉北区城内1-1
平成23年11月29日 (火曜日)	消火設備 甲乙1, 2, 3類	同 上	同 上
平成23年11月30日 (水曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成23年12月1日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

平成23年12月2日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
---------------------	----------------------	-----	-----

講習の時間は、各日とも午前9時25分から午後5時までとする。

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号セレス赤坂門ビル財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成23年8月19日から交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は、平成23年8月29日（月）から平成23年9月30日（金）までの間、郵送による場合は平成23年9月30日（金）までの消印のあるものに限り、財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定の基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続きその他の問い合わせは、財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265）に対して行うこと。